

1 豊島区スポーツ表彰要綱の一部抜粋

(表彰の種類)

第2条 表彰は、スポーツ栄誉賞又はスポーツ奨励賞を授与して行うものとする。

2 スポーツ栄誉賞は、スポーツ活動により卓絶な業績をあげ、広く区民に敬愛され、社会に明るい希望を与え、豊島区の名を高めた者に対して授与するものとする。

3 スポーツ奨励賞は、スポーツ活動により顕著な業績をあげ、豊島区のスポーツの振興発展に寄与した者に対して授与するものとする。

(表彰の対象者及び選考)

第3条 表彰の対象は、区内に在住、在学（区立小中学校に在籍する児童、生徒が学校教育の一環としてのスポーツ活動により業績をあげた場合を除く）若しくは在勤する者又はこれらの者で構成された団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 国又は都の主催するスポーツ大会その他これに準ずるスポーツ大会に出場し、かつ優秀な成績を収めた者又は団体

(2) スポーツ活動において、特に顕著な功績があった者又は団体

2 選考の基準は別に定める。

2 豊島区スポーツ表彰基準の一部抜粋

(選考基準)

第1条 スポーツ栄誉賞の選考基準は、次のとおりとする。

(1) 国際大会（オリンピック大会・世界選手権大会等）に出場した者又は団体。

(2) 全国大会（国民体育大会・全日本選手権大会等）で、3位以上の成績を収めた者又は団体。

2 スポーツ奨励賞の選考基準は、次のとおりとする。

(1) 関東大会又は都民大会において、優勝した者又は団体。

(2) 全国大会に出場した者又は団体。但し、前項第2号に該当する者を除く。

3 前二項に定める場合を除くほか、次に該当する者には、審査会の決定により、スポーツ栄誉賞又はスポーツ奨励賞を授与することができる。

(1) 区のイメージアップに多大な貢献をし、特に表彰が必要であると認めた者又は団体。

(2) 選手の指導育成等に多大な功績があった者又は団体並びにスポーツ活動の健全な普及・発展に積極的に献身し、特に表彰が必要と認めた者又は団体。

4 国際親善大会、規模の小さい大会、娯楽的意味合いが濃い大会等の場合は、表彰候補者及び団体としない。